

**神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業
市民利用空間の機能・運営等にかかる検討業務
公募要領**

1. 業務の名称

「神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業 市民利用空間の機能・運営等にかかる検討業務」
(以下、「本業務」という)

2. 業務に関する事項

(1) 業務目的

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業において、行政機能の一部として整備する「市民利用空間」は、周辺エリアを繋ぐ結節点として、多くの市民や来街者が気軽に訪れ、にぎわいや交流を創出する空間として整備・運営していく必要がある。

本業務は、「市民利用空間」が市民や来街者にとって魅力的な空間となるよう、機能や運営等を検討していくにあたり、その支援を行うことを目的とした業務である。

(2) 業務内容

別紙「神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業 市民利用空間の機能・運営等にかかる検討業務 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※本業務は、令和 7 年度神戸市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがある。

(4) 契約上限額

10,000,000 円まで（消費税・地方消費税含む）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上必要であると本市が認める場合は、委託料の前金払を行うことが出来るものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、代表者の共同企業体結成届出書（様式8）、及び全構成員の共同企業体結成同意書（様式9）を提出すること。

5. スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 公募の開始 | : 令和7年3月24日（月） |
| (2) 参加申込み／参考資料の開示／質問の受付 | : 令和7年4月7日（月）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | : 令和7年4月18日（金）（予定） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | : 令和7年5月8日（木）17時まで |
| (5) 事業者選定委員会 | : 令和7年5月中旬（予定） |
| (6) 選定結果通知 | : 令和7年5月中旬～下旬（予定） |
| (7) 契約締結／事業開始 | : 令和7年5月下旬（予定） |
| (8) 契約終了 | : 令和8年3月31日（火） |

6. 応募手続き・提出書類等

(1) 参加申込み手続き

本公募に参加しようとする者は、下記の通り必要書類を提出すること。

- ①提出書類：(i) 参加申込書（様式1）
(ii) 会社概要（様式2）
- ②提出方法：「10 問い合わせ先」にEメールにより提出
- ③提出期限：令和7年4月7日（月）17時まで

(2) 守秘義務対象の参考資料の開示

本業務に関連するその他の参考資料等について、下記の通り開示する。

- ①開示内容：事務局に問い合わせのうえ確認すること。
- ②開示申請：本公募への参加を検討している事業者で開示を希望する場合は、参考資料提供願（様式3）を「10 問い合わせ先」にEメールにて提出した後、原本を郵送も

しくは持参にて提出すること。

③受付期限：令和7年4月7日（月）17時まで

（３）質問の受付および回答

本公募に関する質問は、下記の通り受け付ける。なお、審査基準等に関する質問は受け付けない。

①提出書類：質問書（様式4）

②提出方法：「10 問い合わせ先」にEメールにより提出

③受付期限：令和7年4月7日（月）17時まで

④回答方法：・参加者全員に対し令和7年4月18日（金）までにEメールにより回答予定
・なお、守秘義務対象の参考資料に関する質問については、参考資料提供願（様式3）を提出した事業者全員に対して回答する

（４）企画提案書の提出

①提出書類：（i）表紙（様式5）

（ii）業務実施体制表・図（様式6）

（iii）業務実績表（様式7）

（iv）共同企業体結成届出書（様式8）※共同企業体の場合のみ提出

（v）共同企業体結成同意書（様式9）※共同企業体の場合のみ提出

（vi）企画提案書（任意様式）※A4サイズ、4ページ以内で作成すること

（vii）業務見積書（任意様式）※本業務を全て実施するために必要な経費を積算すること

②提出方法：「10 問い合わせ先」にEメールにより提出

③提出期限：令和7年5月8日（木）17時まで

（５）辞退の申し出

参加表明書の提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式10）を提出すること。

7. 審査

（１）事業者選定委員会

ア 実施時期：令和7年5月中旬に実施予定。

イ 選定方法：①選定委員は、応募者が提出した企画提案書の内容に対する審査を行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

②選定委員は、以下の評価項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、委託候補者とする。

※同点の応募者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

※評価点が60点未満の場合は委託候補者として選定しない。

評価項目		評価基準	配点
業務遂行能力	本業務に係る実施体制	○業務を遂行する上で必要な体制、人数、資格、役割、責任区分等について明確に示されているか。	20
	同種・類似業務の実績	○業務を遂行する上で十分な業務実績を有しているか。	
企画提案内容	業務目的の理解 提案の実現可能性・具体性・独自性 スケジュールの妥当性	市が推進する各施策や本庁舎 2 号館再整備事業および本業務の趣旨・目的を十分に把握・理解した上で、 ○妥当性・実現性のある提案内容となっているか。 ○具体的な取組み内容が示されているか。 ○本業務を効果的に進めるための独自の工夫・提案があり、魅力的な内容となっているか。 ○検討プロセスが明確に示されており、計画性のあるスケジュールとなっているか。	60
見積り価格		10 点満点×（最低提案金額/応募者の提案金額） ※小数点以下四捨五入	10
提案者の本社所在地		○地元企業を優先的に取り扱う。 a. 地元企業 （提案者の本社所在地が神戸市内である）10 点 b. 準地元企業 （本社が市内にないが、支店等が市内にある）5 点 ※共同企業体で参加する場合、構成員となる企業すべての本社所在地にて判断し、その平均点（小数点以下第 1 位は四捨五入）を加算する。 (例)・市内企業×市内企業 → (10 点+10 点) / 2 = 10 点 ・市内企業×準地元企業 → 10 点+5 点) / 2 = 8 点 ・準地元企業×市外企業 → (5 点+0 点) / 2 = 3 点	10
計			100

(2) 選定結果の通知

選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

なお、企画提案を行う応募者が 1 者のみであった場合でも公募は成立することとし、事業者選定委員会において審査を行う。

(3) 契約締結交渉

選定された応募者を委託候補者として契約締結交渉を行う。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、その時点で参加資格を失うものとする

- (1) 公募開始から事業者決定までの間、選定委員と本業務に関して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく除外措置を受けた者。

9. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出期限後の差し替え等は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書は、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月 16 日条例第 29 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合がある。
- (5) 市は、提出された企画提案書について、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月 16 日条例第 29 号）に基づく公開を除き、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。

10. 問い合わせ先

宛 名：神戸市 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課 2 号館再整備係
住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6－1－12 三宮ビル東館 6 階
E メール：2goukan@city.kobe.lg.jp